

熊本県内スポーツにおける 喫煙および受動喫煙に関するアンケート調査

<http://square.umin.ac.jp/nosmoke/data/2012sports.pdf>



くまもと
禁煙推進
フォーラム

くまもと禁煙推進フォーラム

<http://square.umin.ac.jp/nosmoke/>

【調査の背景1】

- スポーツには、体を動かす充足感・達成感・他者との連帯感等の精神的な充足、ストレス解消、体力向上、生活習慣病の予防など、心身にわたる健康の保持増進、可能性の追求、青少年の健全育成など様々なプラスの意義があります。
- 医学的に、喫煙はニコチン依存症という病気であることが判明し、禁煙治療を行うことでたくさんの方が禁煙を達成されています。

<http://www.health-net.or.jp/tobacco/risk/rs210000.html>



【調査の背景2】

- 日本では、喫煙により年間13万人以上の方が死亡され、受動喫煙により年間6800人が死亡していると試算されています。

http://www.haigan.gr.jp/modules/nosmoke/index.php?content_id=13

- 平成14年から健康増進法が施行され、「管理者は受動喫煙を防止するために必要な措置を講ずるように努めなければならない」と定められました。受動喫煙の防止の責務は、管理者にあります。

http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/tobacco/dl/tuuchi-121029.pdf



【調査の背景3】

- 熊本県民に対するアンケート調査では回答者の87%、喫煙者に限っても57%と過半数が、受動喫煙を迷惑と回答されています。 <http://qq.kumanichi.com/medical/2012/07/87-1787.php>
- タバコの煙がたなびき、タバコを吸わない方が臭いを感じる状態は受動喫煙を認めます。建物の出入口や不特定の方から10~15m程度離れた場所での喫煙は、受動喫煙を発生させています。
http://www.nosmoke55.jp/data/1204secondhand_factsheet.pdf
<http://www.nosmoke55.jp/action/0603okugai.html>
- すでに公共の場での禁煙措置を行い、受動喫煙がほぼなくなった海外のデータでは、呼吸器や心臓の病気による入院が2~3割減少し、受動喫煙を完全に防止することが市民の健康に大きく寄与します。
<http://square.umin.ac.jp/nosmoke/meeting/2014smokingban.pdf>



【目 的】

- 熊本県内のスポーツイベントや施設において、受動喫煙対策が十分行われているかについて、その管理者にアンケート調査を行う。
- これまで県内では、同様のアンケート調査はなく、今後の受動喫煙対策を立てる上で意義があると考えられる。

【方法と対象】

● 対 象

熊本県内のスポーツ施設および団体

体育館や運動場等の公的施設104施設

スポーツクラブ等の私的施設19施設

体育協会や教育委員会等の公的団体68団体

各競技別団体、51団体

● 調査期間 平成24年10月16日～11月30日

● 方 法 自己記入式質問紙調査

くまもと禁煙推進フォーラム事務局より、依頼状とアンケート用紙を郵送し、回答依頼



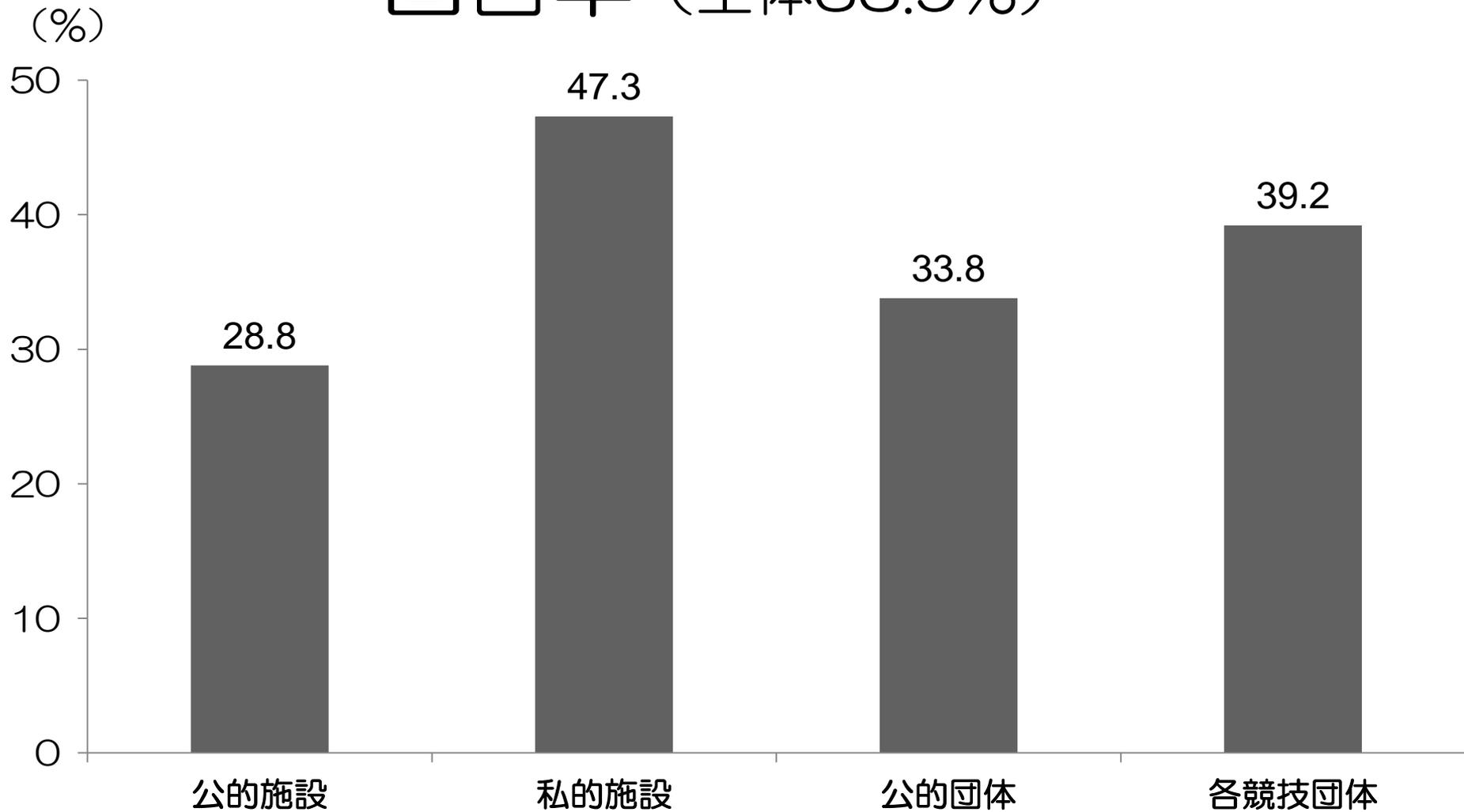
【調査内容】

1. 喫煙そのものに関する考え方
2. 受動喫煙対策の現状認識、その理由
3. 利用者への禁煙協力要請の有無
4. さらなる受動喫煙対策の必要性
5. 2012年世界アンチ・ドーピング機構の監視プログラム
薬物にニコチンが指定されたことへの認識

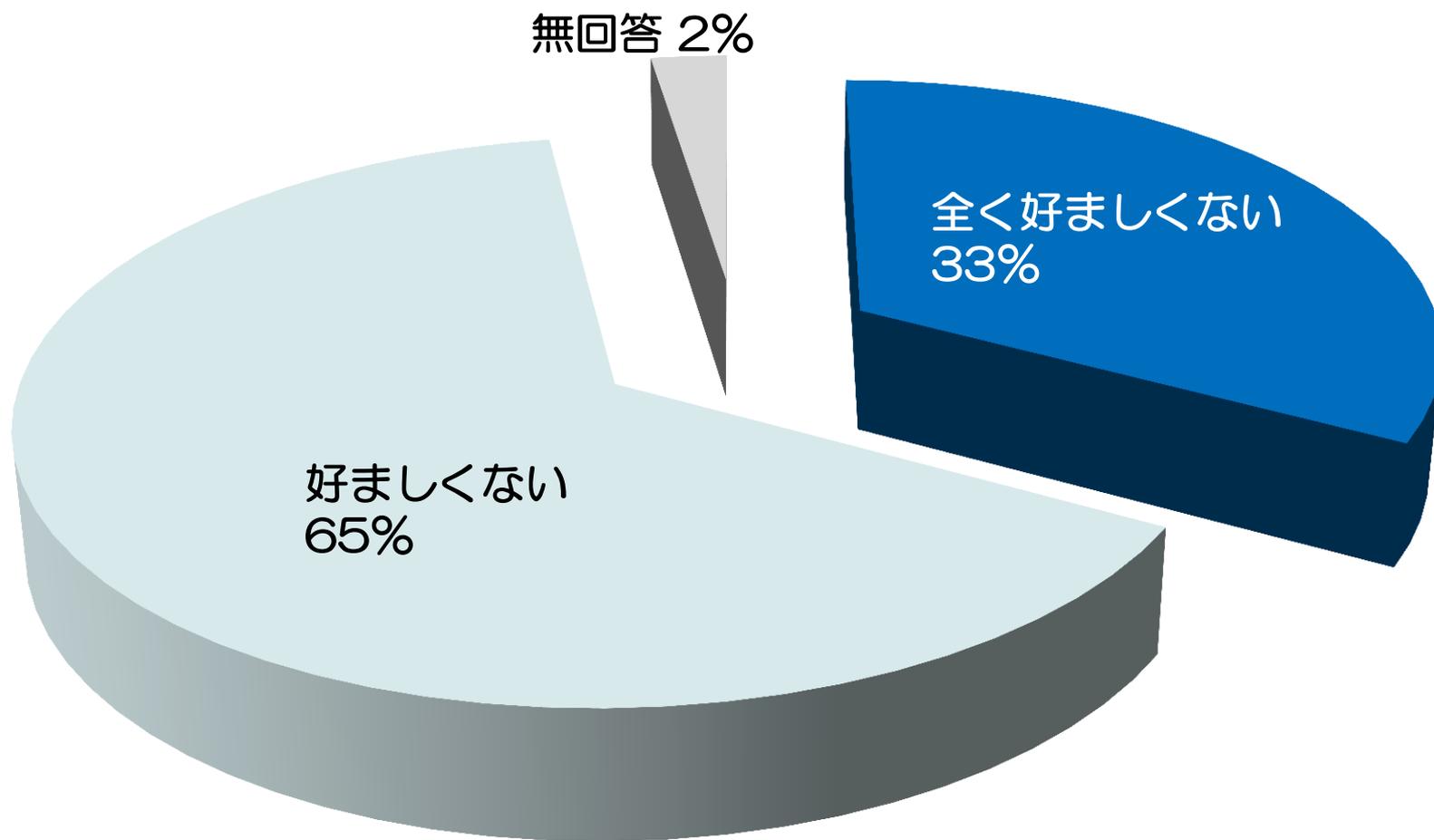
http://www.jbbf.jp/Committee/5_Doping/2012_ProhibitedList_Jp.pdf

6. 灰皿スタンドの入手経路
7. 未成年者の喫煙防止対策
8. 今後の方針

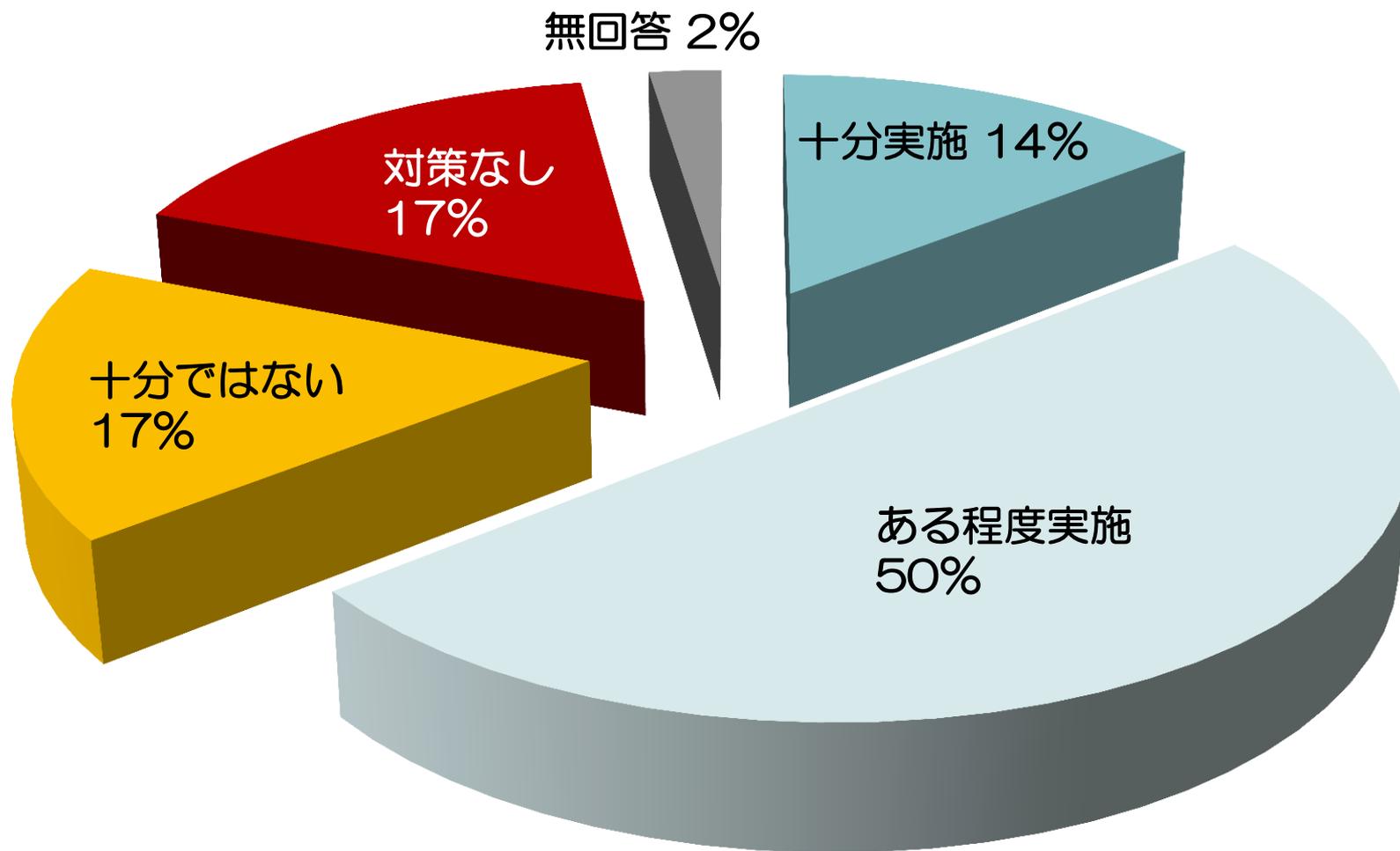
回答率（全体33.9%）



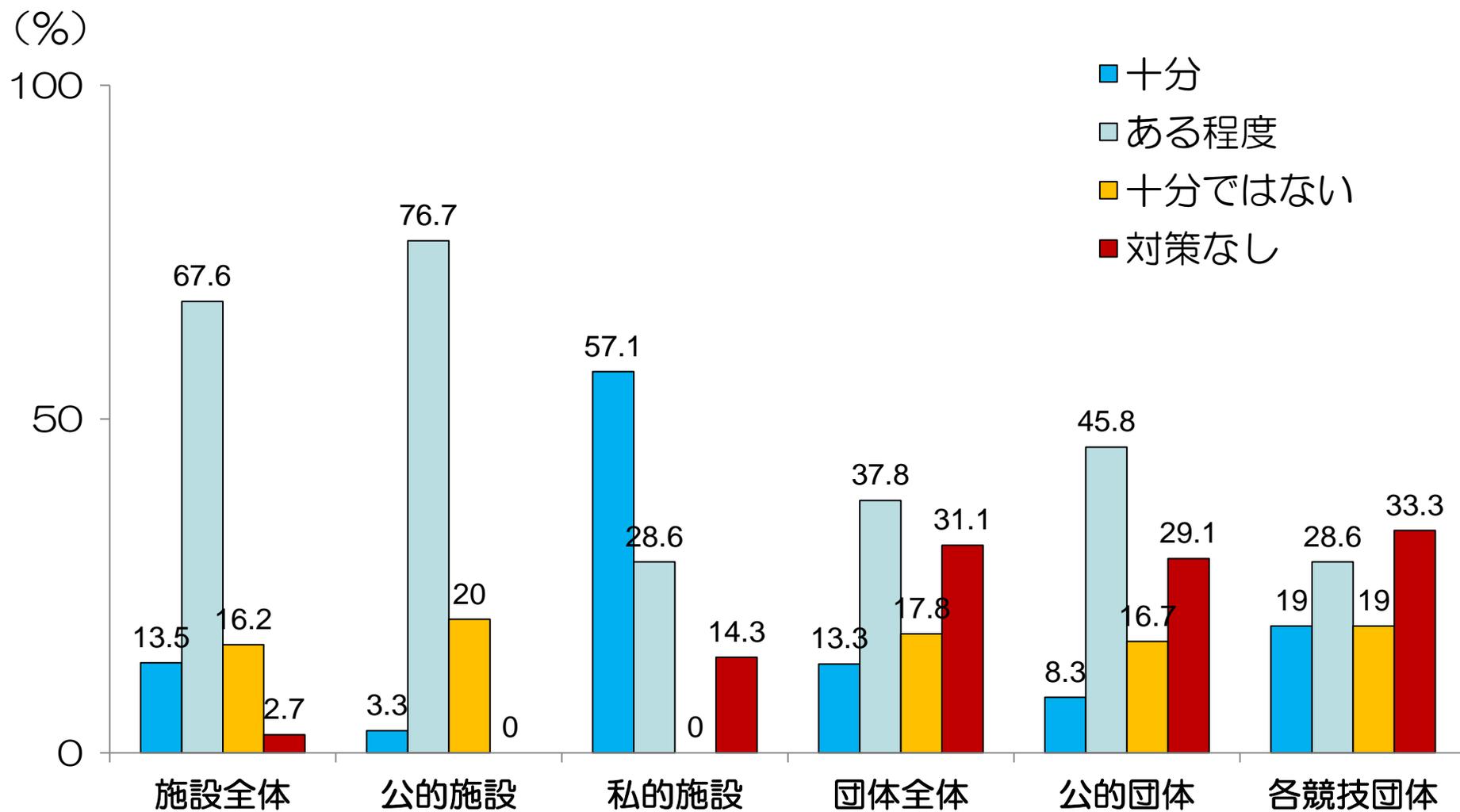
喫煙そのものに関する考え方



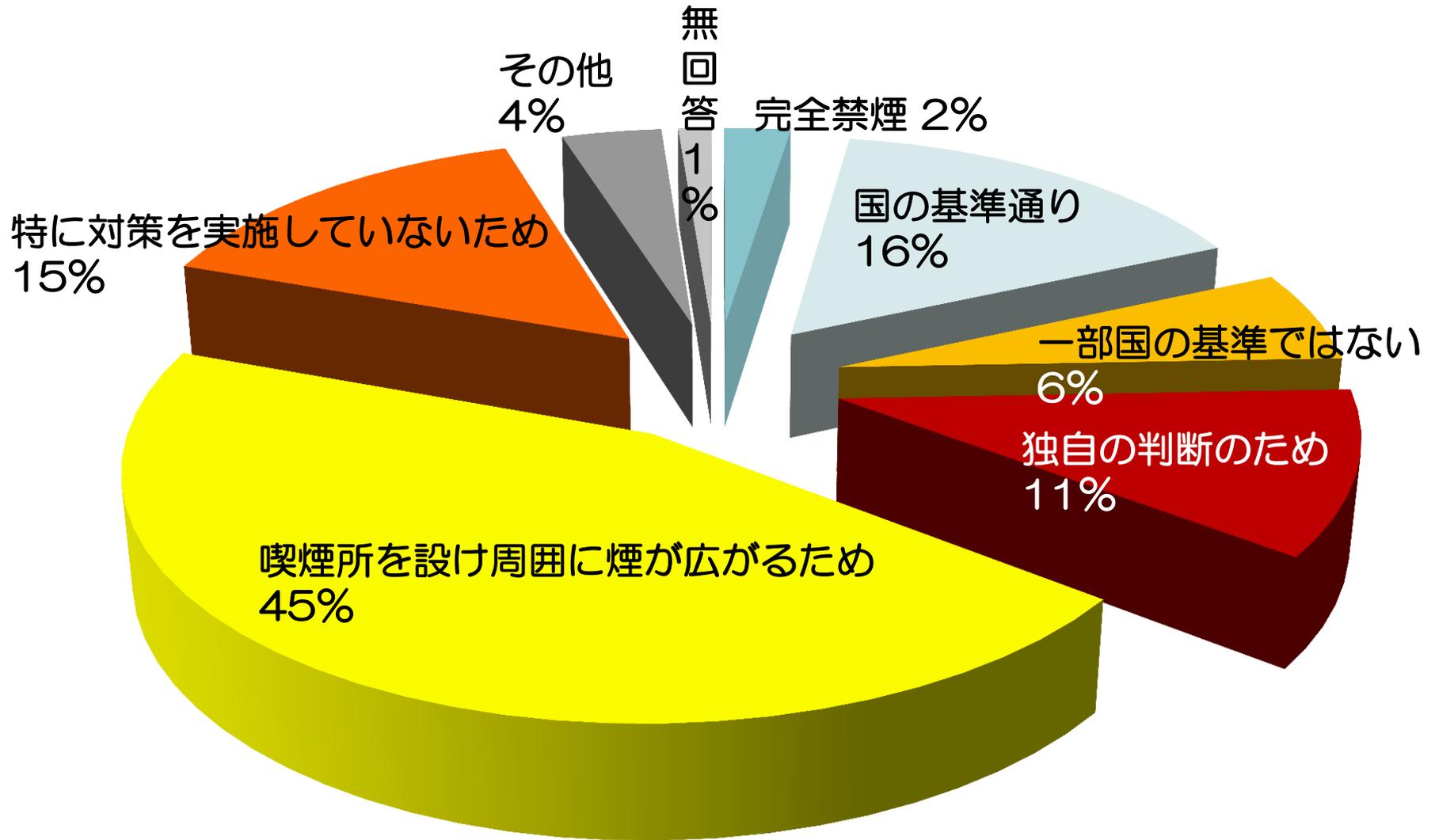
受動喫煙対策の現状認識（自己評価）



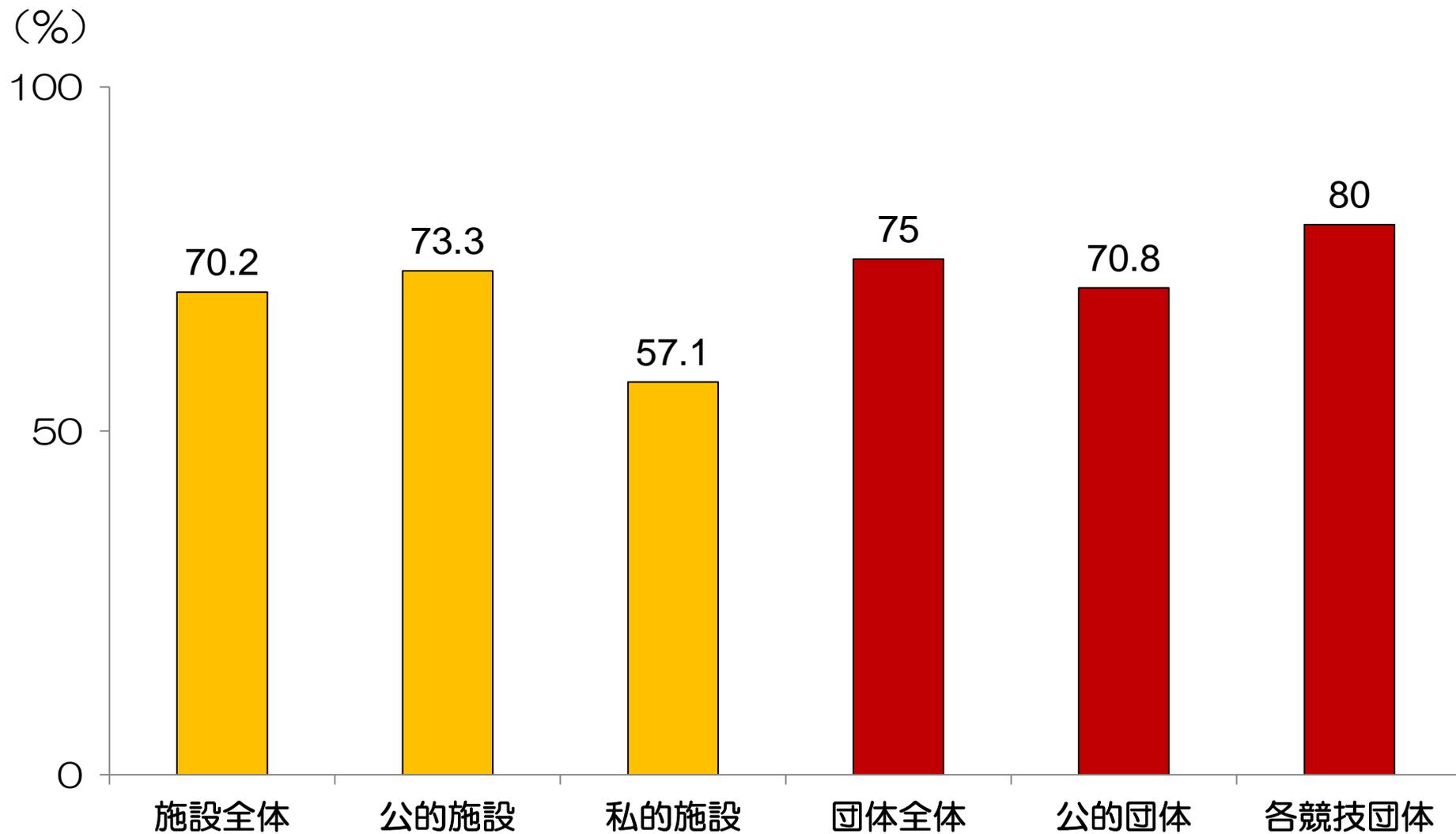
受動喫煙対策の現状認識（自己評価）



受動喫煙対策に対する現状認識の理由



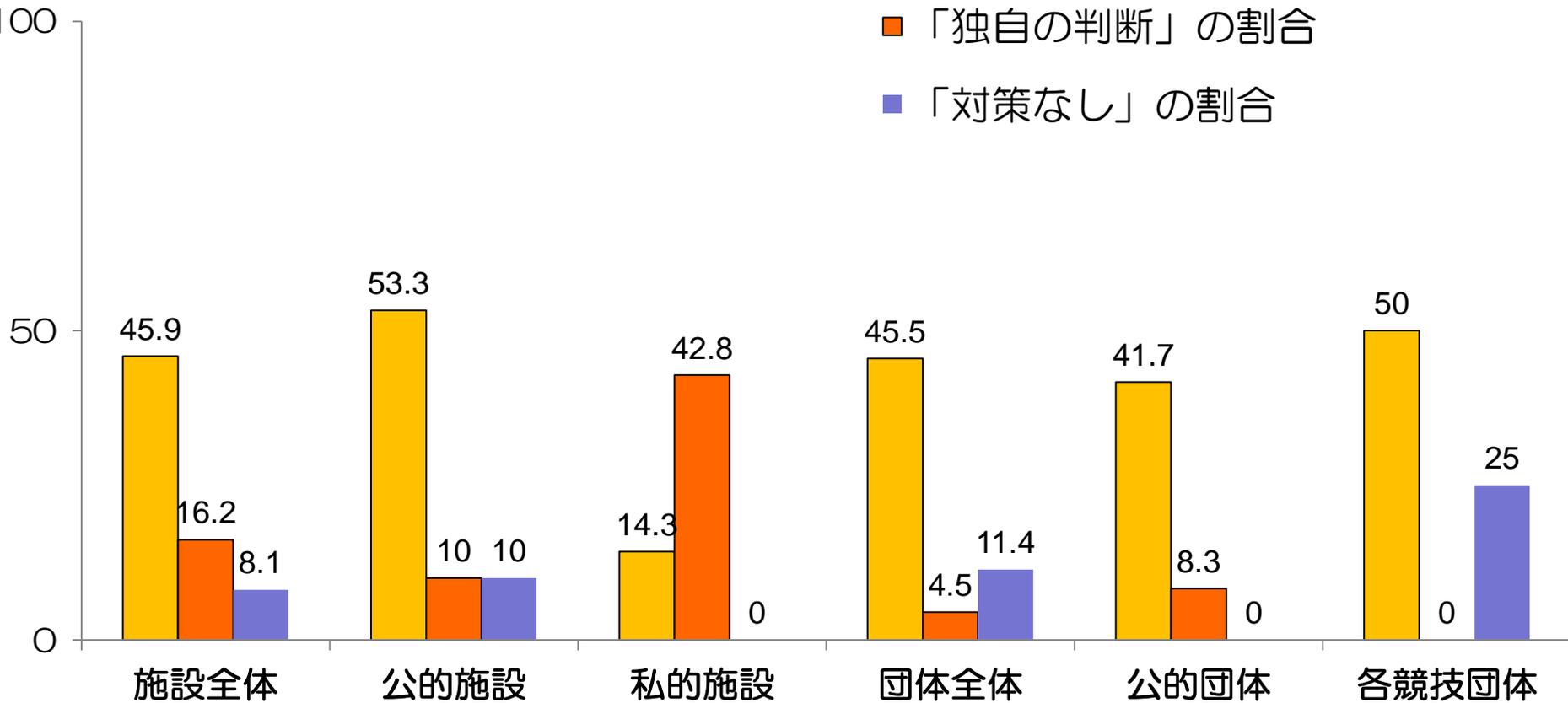
「対策なし・喫煙所からの煙の拡散・独自の判断」の割合



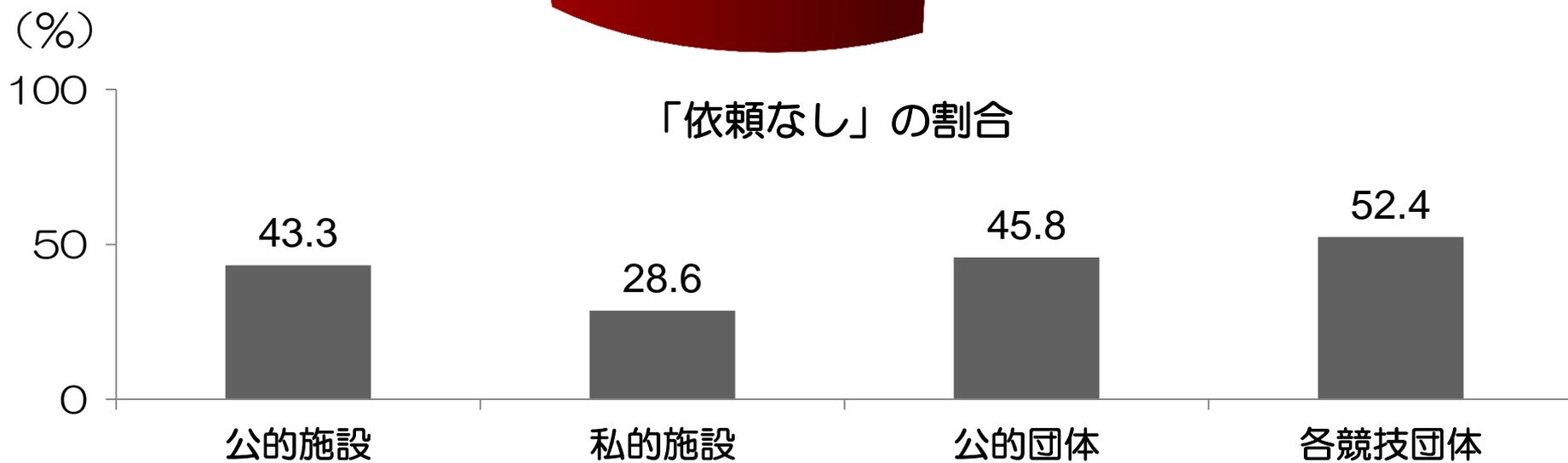
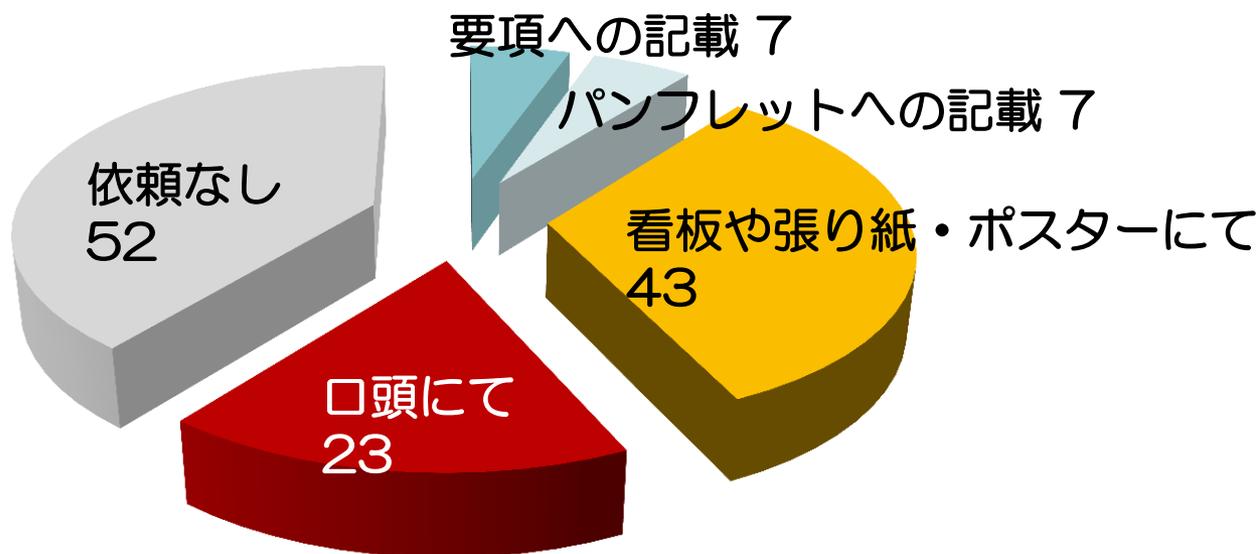
「対策なし・喫煙所からの煙の拡散・独自の判断」 個別の割合

(%)

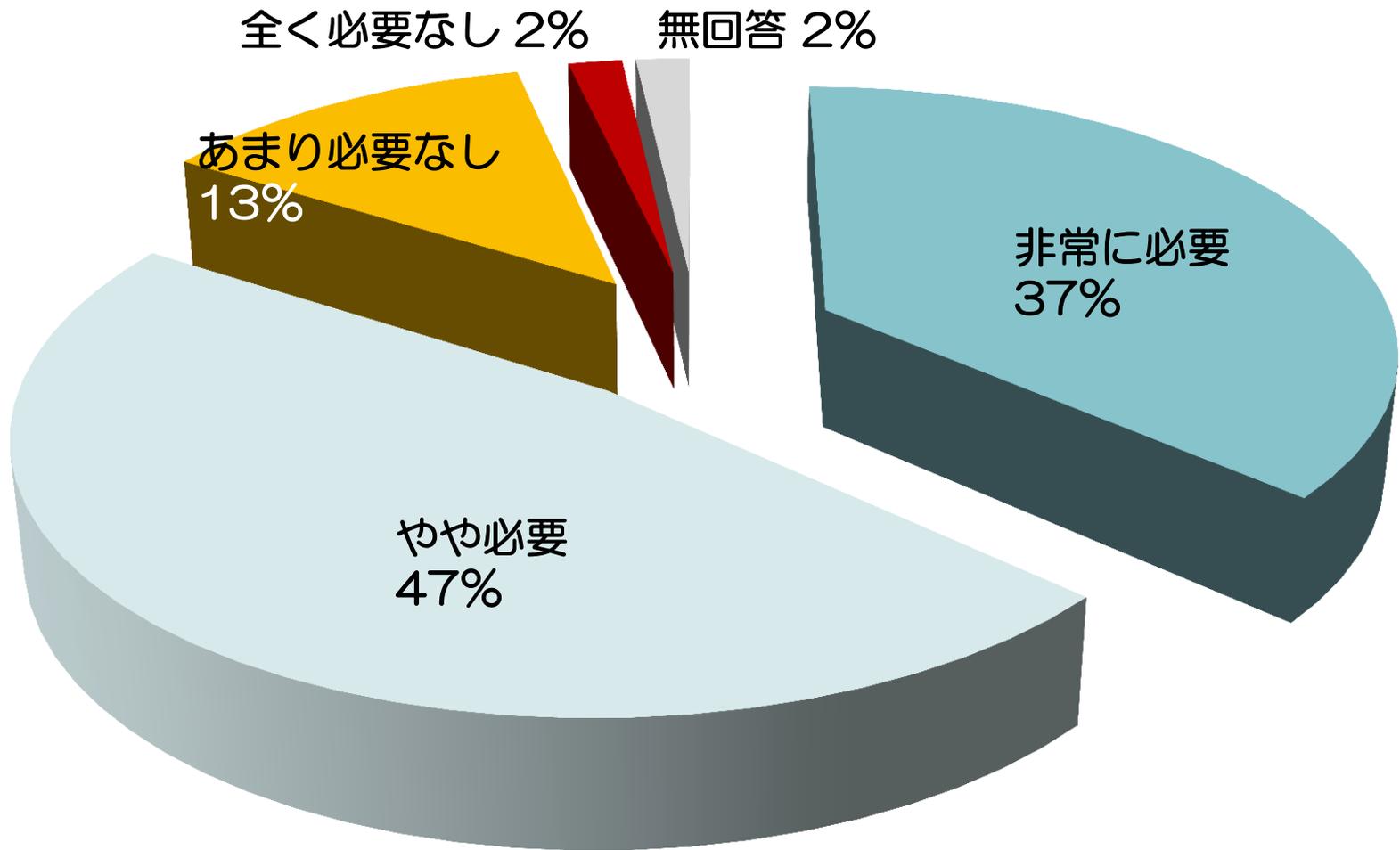
- 「喫煙所からの煙の拡散」の割合
- 「独自の判断」の割合
- 「対策なし」の割合



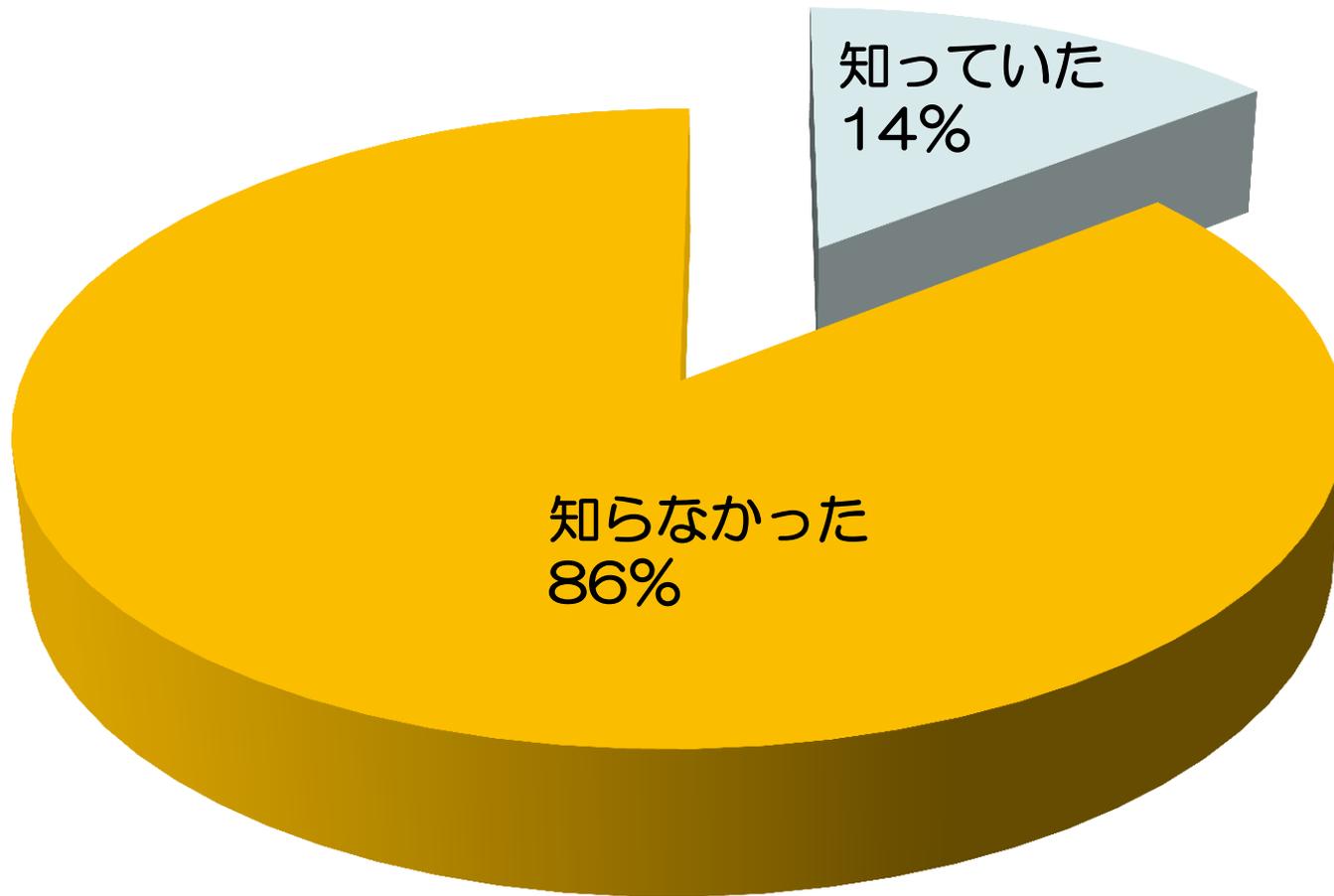
禁煙協力の要請について（重複回答あり）



さらなる受動喫煙対策の必要性



世界アンチ・ドーピング機構監視プログラム薬物 にニコチンが指定されたことへの認識



【共通質問に関するまとめ1】

- ① 熊本県内スポーツにおける喫煙および受動喫煙に関するアンケート調査を実施した（対象：242施設および団体）。回答率は33.9%であった。
- ② 喫煙そのものへの見方は「全く好ましくない・好ましくない」が98%であった。
- ③ 受動喫煙防止対策の現状認識では、「十分実施」14%、「ある程度実施」50%、「十分ではない」17%、「対策なし」17%であり、施設や団体の6割以上は現状の対策を「ある程度以上」実施していると認識していた。
- ④ 「十分実施」は私的施設に57%と多く、「ある程度実施」は公的施設に77%と、全体に施設の受動喫煙対策実施の認識は高かった。「十分ではない」は公的施設、公的団体、各競技団体が多く、「対策なし」は公的団体、各競技団体が多かった。団体における受動喫煙対策実施の認識は施設ほど高くなかった。
- ⑤ ④の判断理由を問うと、「完全禁煙」2%、「国の基準通り」16%、と科学的に有効とされる受動喫煙対策がなされているのは18%であった。続いて、「一部国の基準通りではない」6%、「独自の判断」11%、「喫煙所からの煙の拡散」45%、「対策なし」15%と、8割は受動喫煙が避けられないレベルの対策であった。

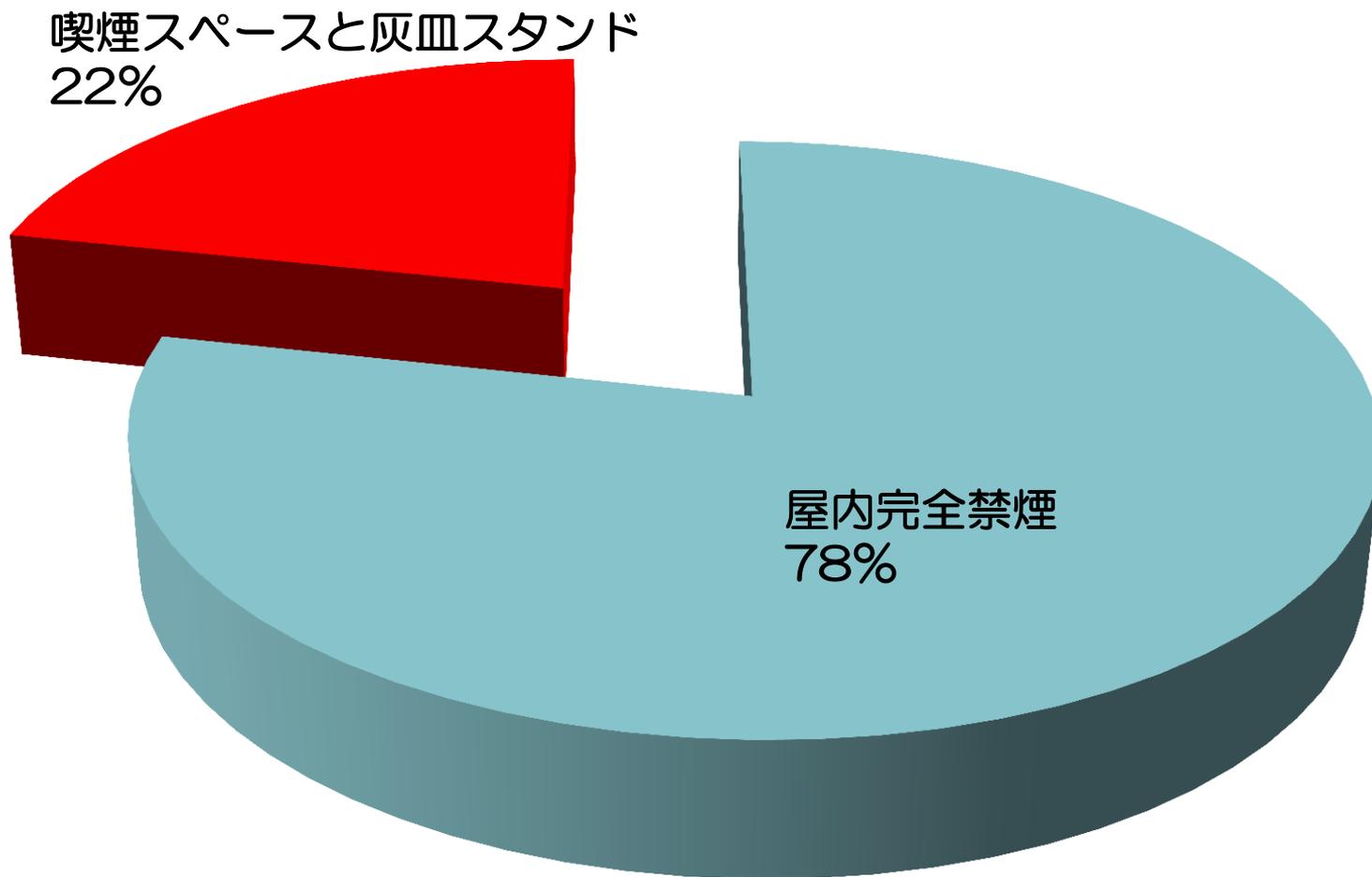


【共通質問に関するまとめ2】

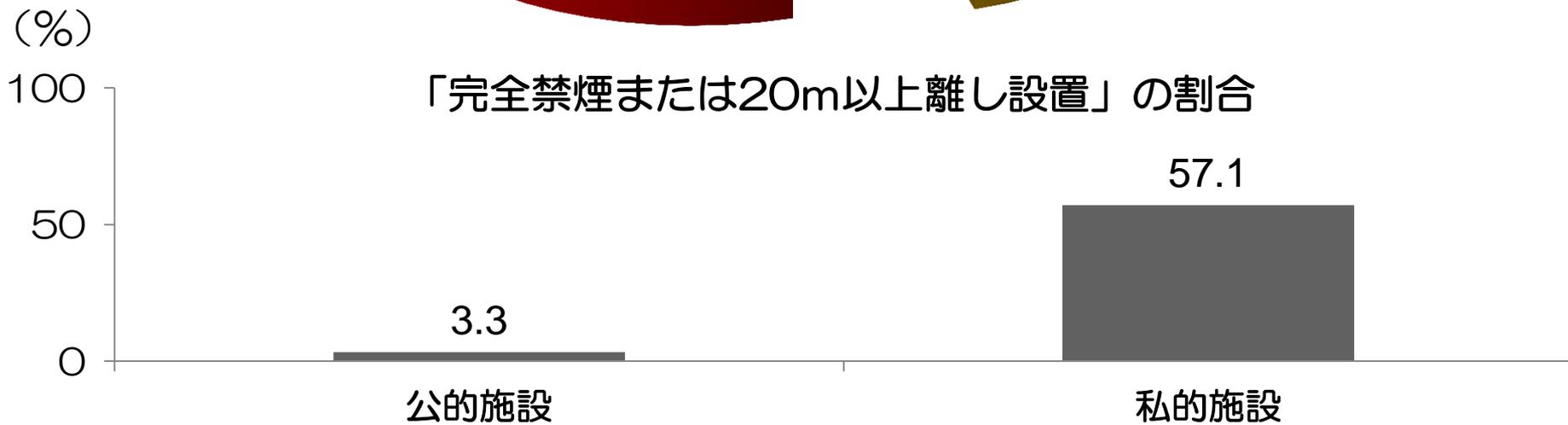
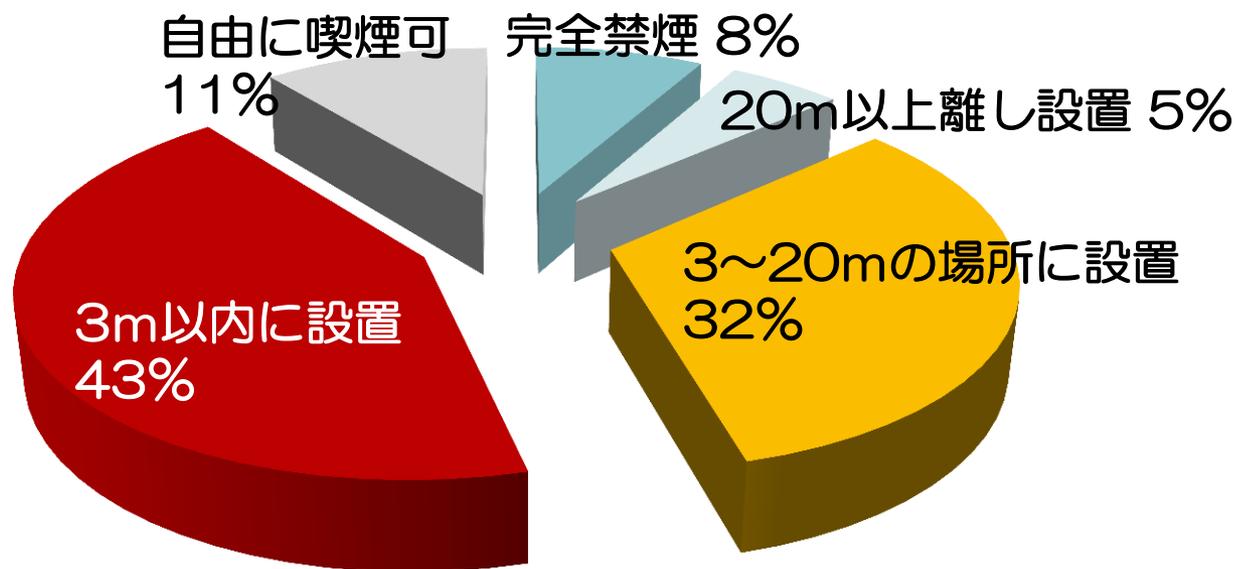
- ⑥ 特に受動喫煙が発生していると考えられる「対策なし」・「喫煙所からの煙の拡散」・「独自の判断」の割合を比較すると、施設と団体間の差はなく、施設が自認しているほど有効な受動喫煙対策が実施されているとは言えないと思われた。
- ⑦ 各競技団体においては「対策なし」の割合が25%と目立って多かった。
- ⑧ 禁煙協力の要請では、「依頼していない」が52回答と最多であった。私的施設の3割、公的施設・公的団体・各競技団体は4～5割において、禁煙の協力依頼が行われていなかった。
- ⑨ 今後さらに受動喫煙対策を実施する必要性については、「非常に必要」37%、「やや必要」47%と、8割以上の施設や団体がその必要性を認識していた。
- ⑩ 世界アンチ・ドーピング機構監視プログラム薬物にニコチンが指定されたことを「知らない」施設・団体が86%であった。



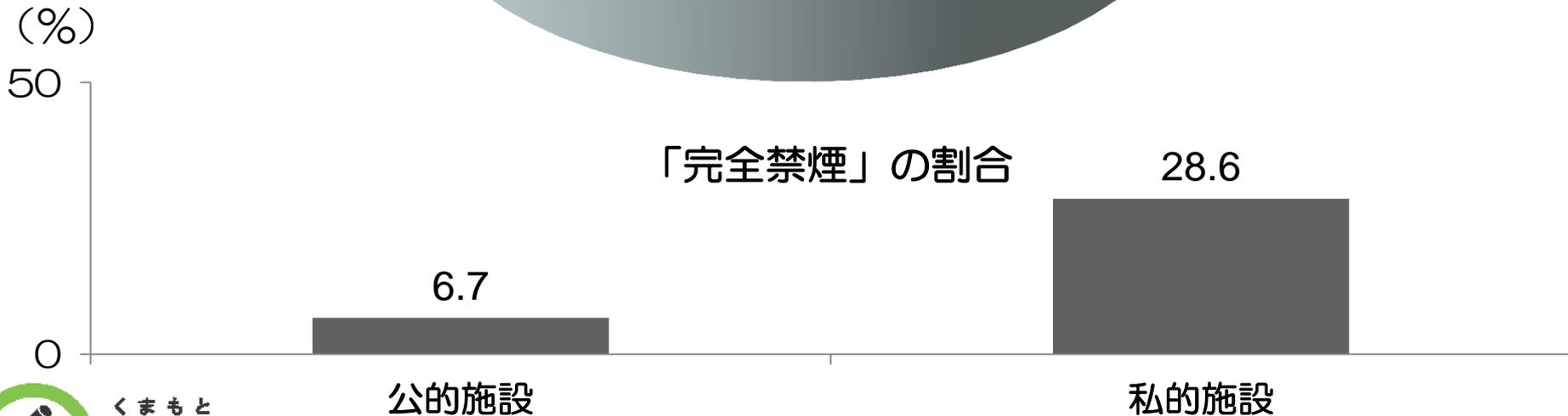
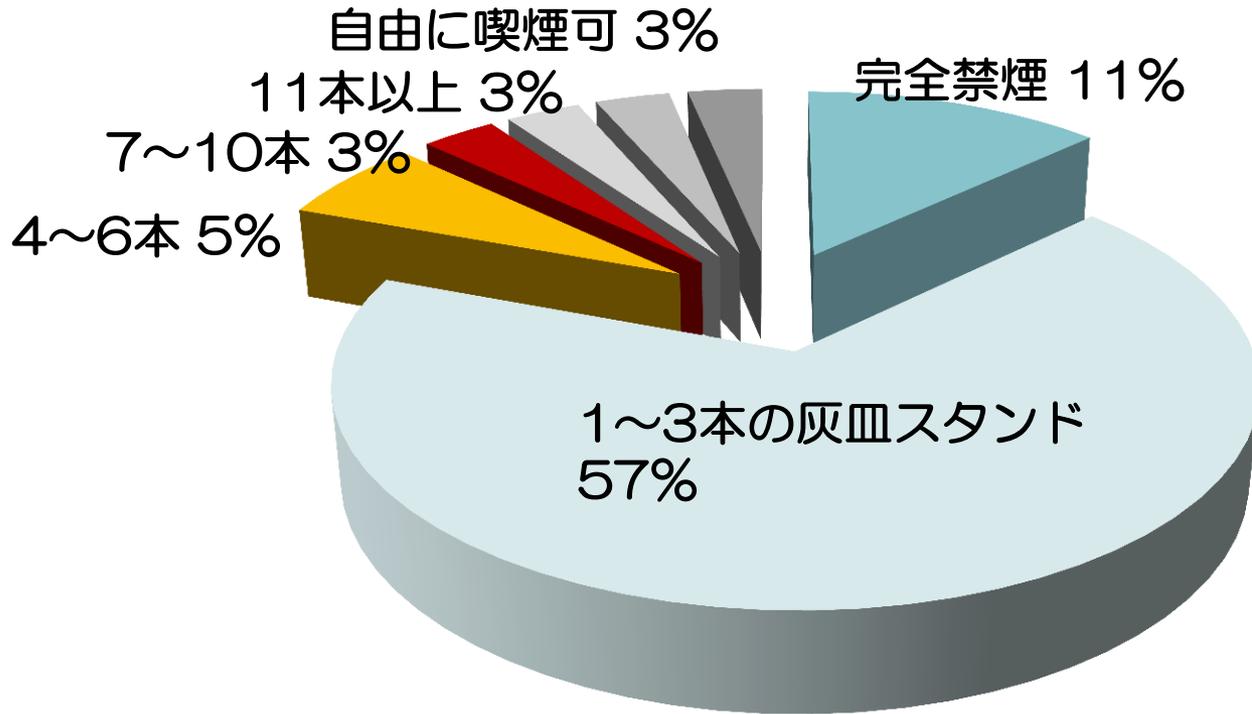
スポーツ施設／屋内の受動喫煙対策



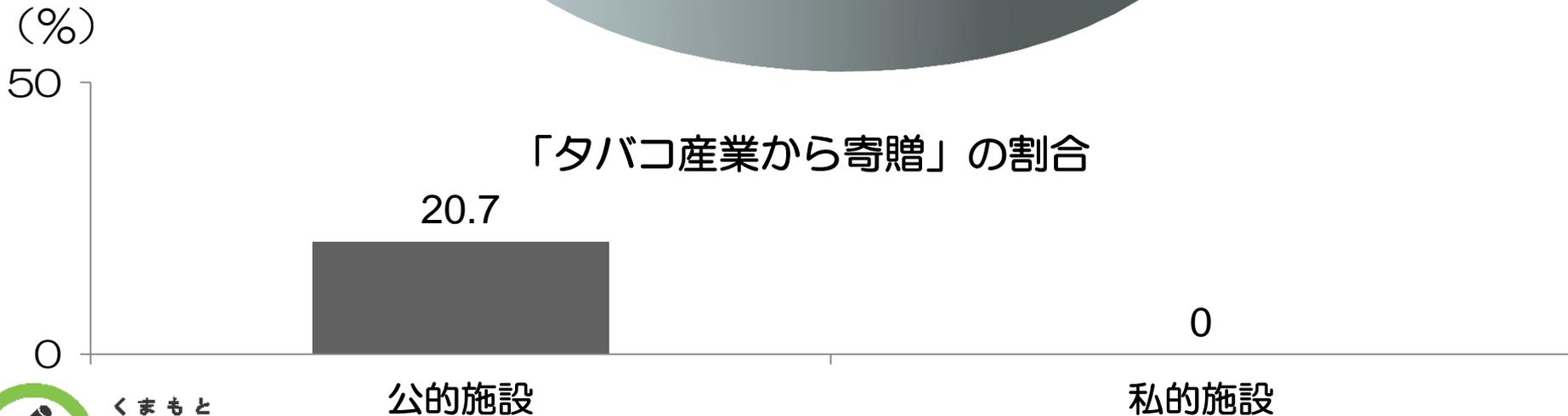
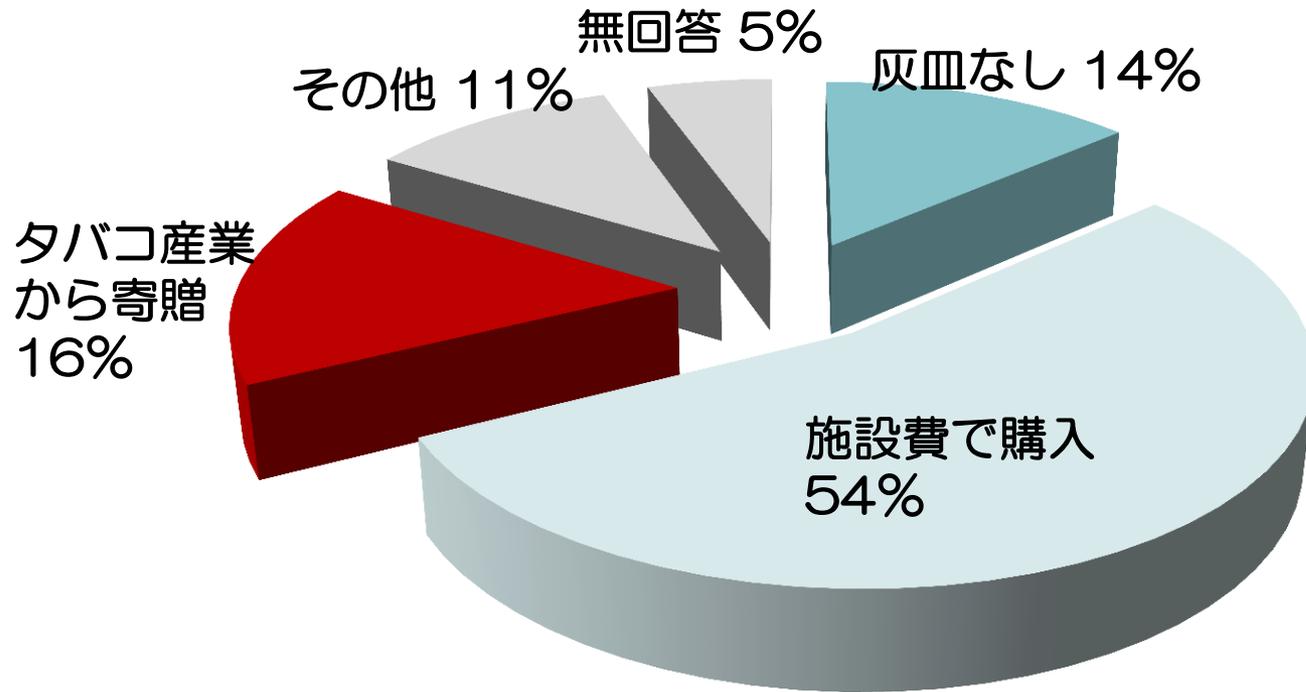
スポーツ施設／出入口近くの灰皿スタンド



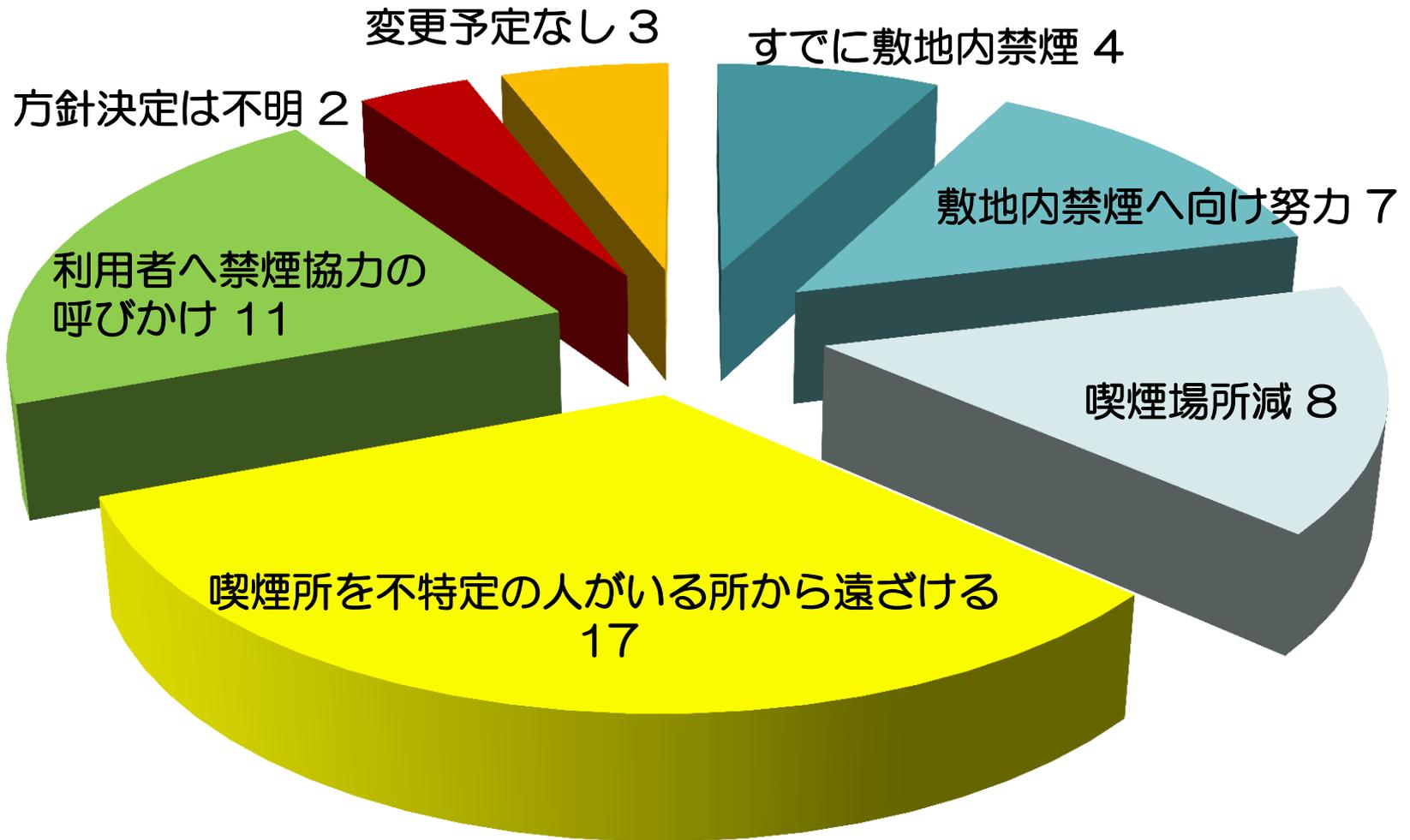
スポーツ施設／屋外の灰皿スタンド



スポーツ施設／灰皿スタンドの入手経路



スポーツ施設／今後の方針

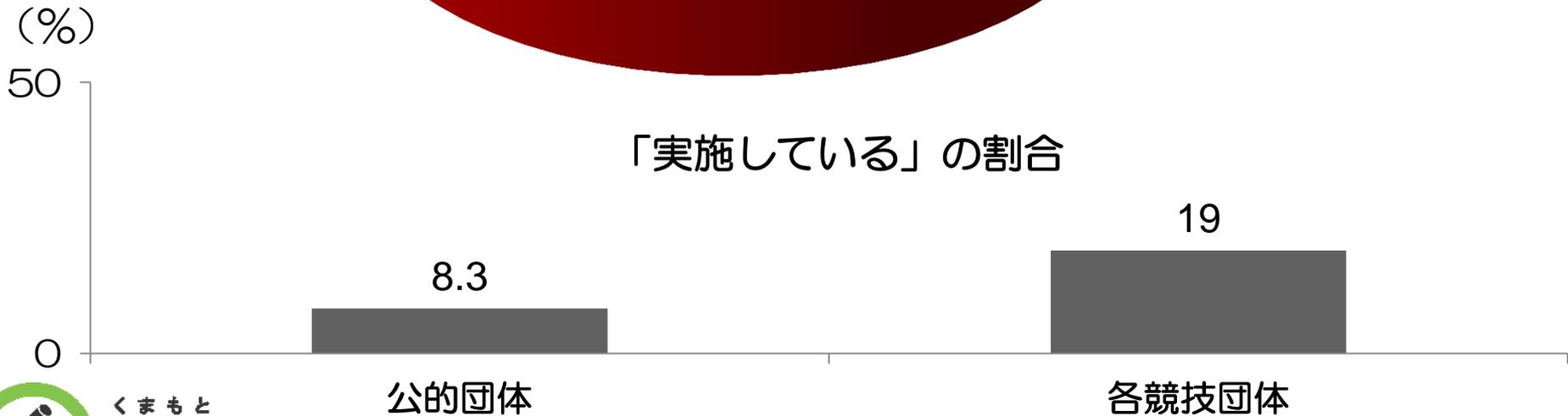
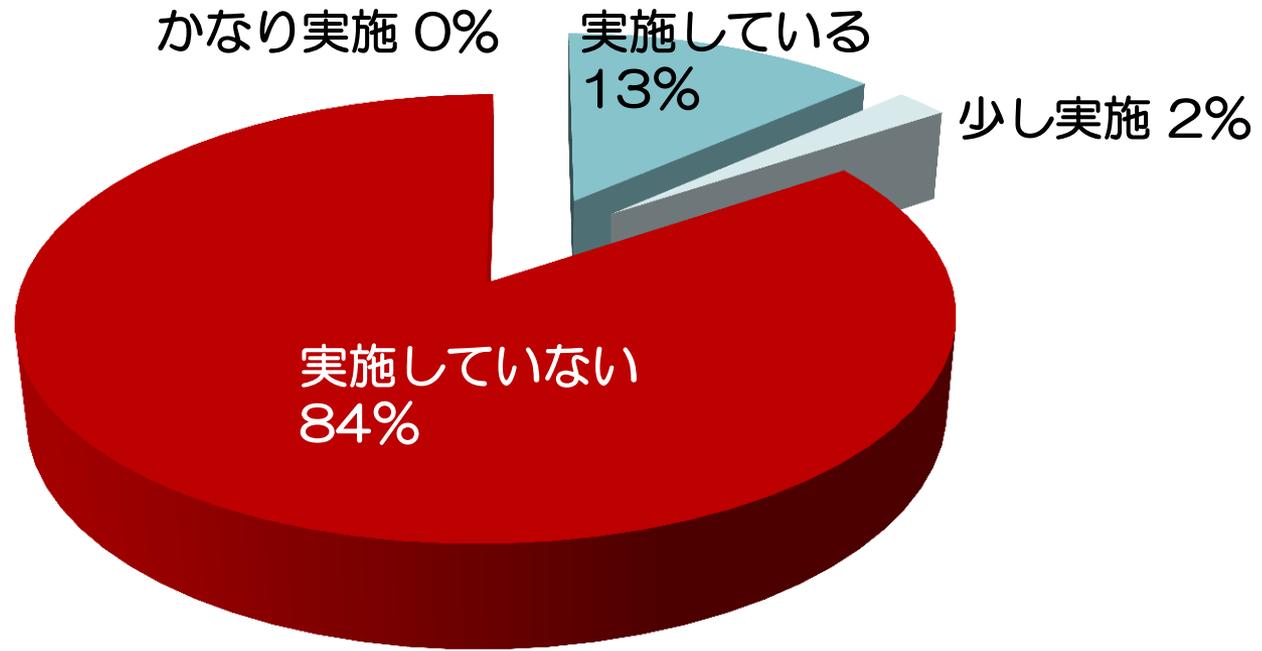


【スポーツ施設まとめ】

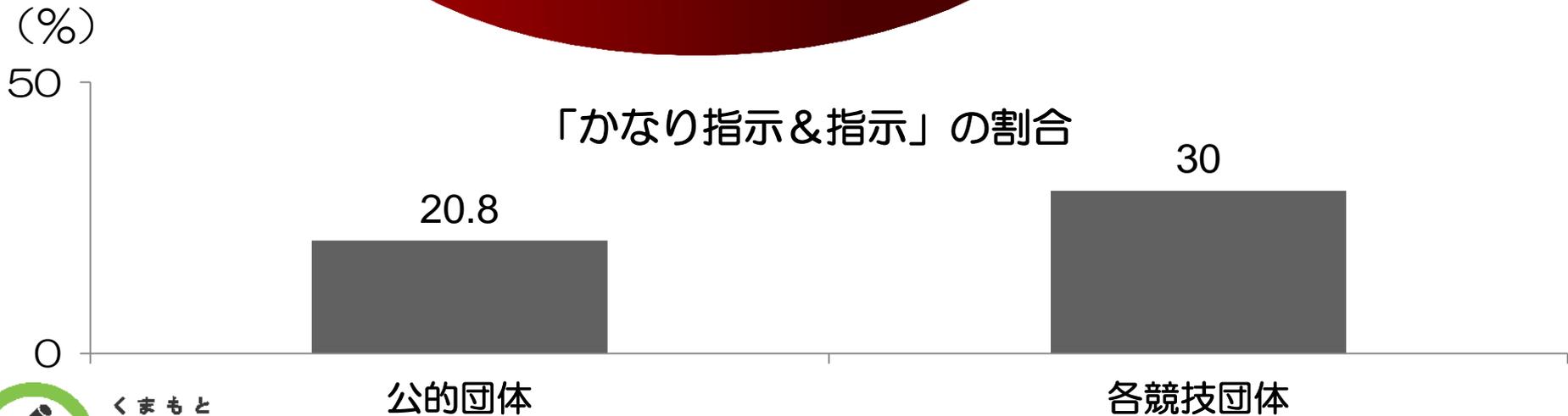
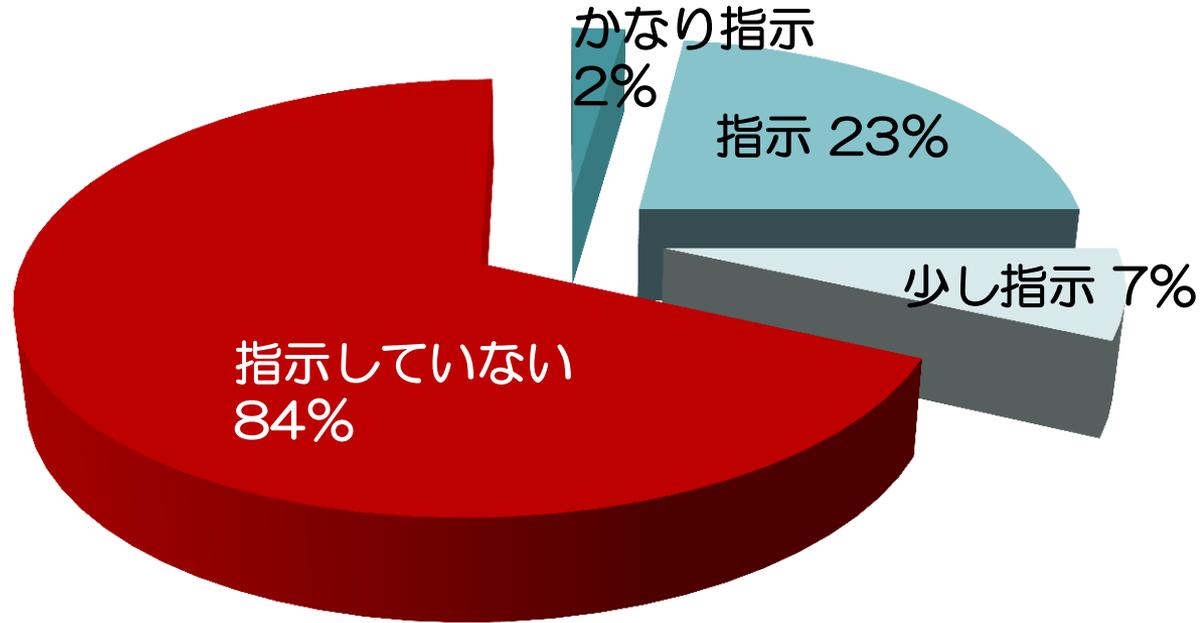
- ① スポーツ施設の22%では、屋内での喫煙が可能な現状であった。
- ② 出入口の灰皿設置では、「自由に喫煙可」11%、「3m以内」43%、「3～20m」32%と、スポーツ施設の出入口では約9割で、受動喫煙が発生する状況が推測された。
- ③ 「完全禁煙」または「20m以上離し設置」している施設は、私的施設では57%に上るのに対して、公的施設ではわずか3%であった。
- ④ 屋外には、1～3本の灰皿スタンドを設置している施設が57%と最多であった。
- ⑤ 屋外が「完全禁煙」である割合は、私的施設29%に対して、公的施設7%であった。
- ⑥ 灰皿スタンドの入手経路で、タバコ産業から寄贈を受けている施設は、公的スポーツ施設では21%に上った。
- ⑦ 今後の方針としては、「喫煙所を不特定の人がいる所から遠ざける」が最多であり、「利用者へ禁煙協力の呼びかけ」、「喫煙場所を減らす」、「敷地内禁煙へ向け努力」であった。



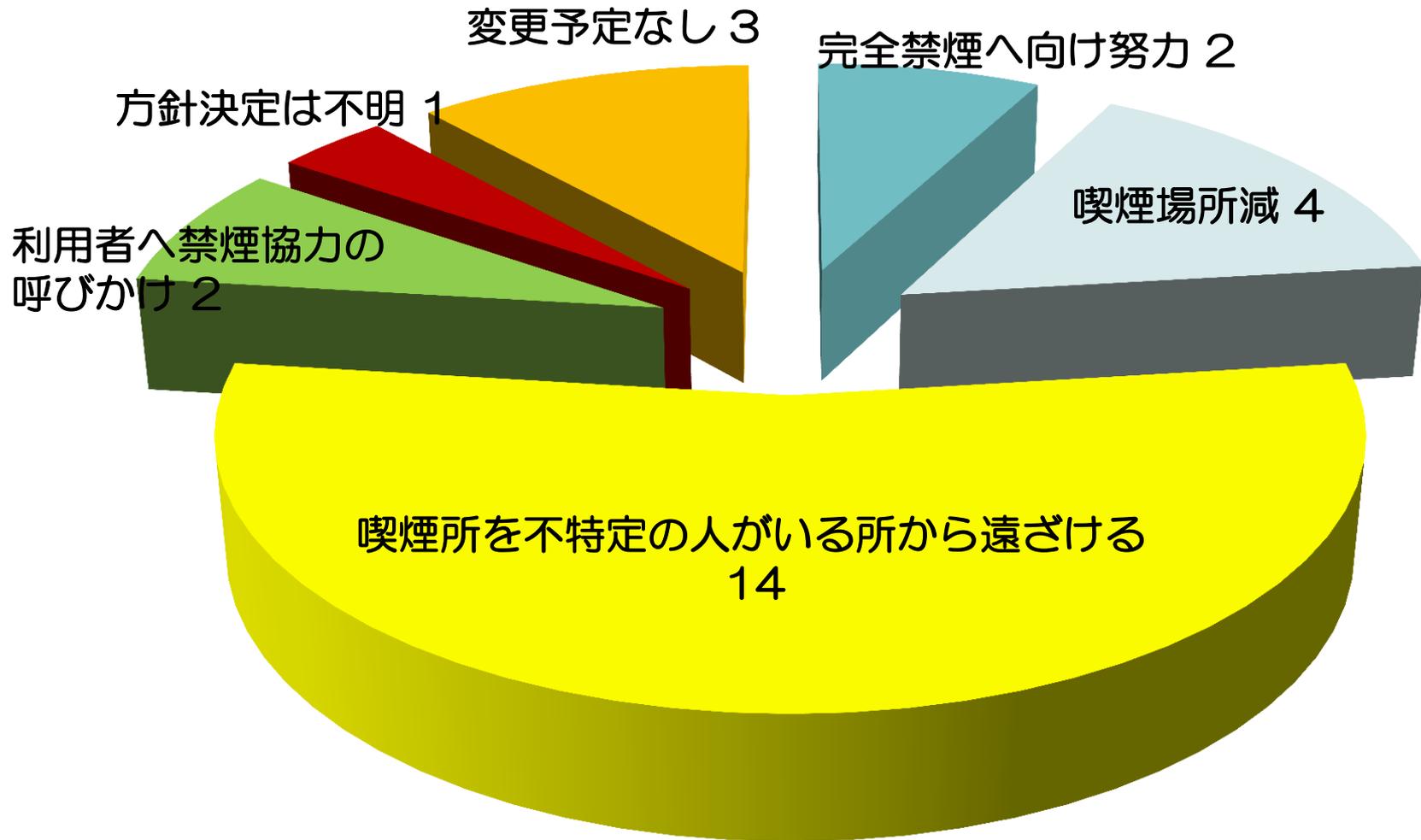
スポーツ団体／未成年者の喫煙防止対策



スポーツ団体 未成年者の面前での禁煙を指導者へ指示するか



スポーツ団体／今後の方針



【スポーツ団体まとめ】

- ① 公的スポーツ団体や各競技団体において、未成年者の喫煙防止策は、「実施していない」が84%であった。
- ② 未成年者の面前の喫煙をしないよう指導者に指示しているかは、「指示していない」84%であった。
- ③ 今後の方針としては、「喫煙所を不特定の人がいる所から遠ざける」が最多であり、「喫煙場所を減らす」、「完全禁煙へ向け努力」、「利用者へ禁煙協力の呼びかけ」であった。

【考 察】

- ① スポーツ施設・団体は、喫煙そのものを「好ましくない」と認識する一方、以下の視点でのタバコ・コントロールが実施されていないと思われた。
- ② 受動喫煙対策
 - ・有効な受動喫煙対策を実施している割合は低く、8～9割は受動喫煙が避けられないレベルであった。
 - ・喫煙場所を分けるだけで、受動喫煙対策を実施していると認識しているスポーツ施設が多いと推測された。
 - ・各競技団体においては受動喫煙対策「実施なし」が、4分の1に上った。
 - ・受動喫煙対策は不十分であり、さらに推進する必要があると考えられた。
- ③ 未成年者の喫煙防止
 - ・スポーツ団体で、未成年者の喫煙防止策をとっているのは13%であり、84%は未実施であった。
 - ・84%の団体は、未成年の前で喫煙をしないようスポーツ指導者へ指示していないと回答した。
 - ・スポーツ団体において、未成年者の喫煙防止という視点は少なかった。スポーツ指導者は青少年にとり「大人の手本」でもある。青少年の健全育成の観点から、未成年者の喫煙防止の推進を期待したい。
- ④ 世界保健機関たばこ規制枠組条約
 - ・たばこ規制枠組条約は、タバコ産業のスポンサー活動を規制している。県内施設においても、その趣旨を順守していただきたい。



(資料) 受動喫煙の害とその予防効果

科学研究の結果、受動喫煙により健康と生命が侵害されることが判明しています。受動喫煙の害は、世界保健機関や日本学術会議が公式に認めていることでもあります。平成22年厚生労働省は、日本において受動喫煙が原因で死亡する人は最低でも年間6800人と発表しました。世界保健機関は完全な禁煙でなければ受動喫煙を防止できないと述べています。他国では屋内を完全に禁煙とし、心臓病や呼吸器疾患が実際に減少していることが報告されています。

■ タバコ煙にさらされることからの保護

http://www.mhlw.go.jp/topics/tobacco/dl/fctc8_guideline.pdf

■ 脱タバコ社会の実現に向けて

<http://www.sci.go.jp/ja/info/kohyo/pdf/kohyo-20-t51-4.pdf>

■ 受動喫煙による死亡数の推計

http://www.ncc.go.jp/jp/information/pdf/20101021_tobacco.pdf



(資料) 運動中の事故防止のための受動喫煙対策

運動の最中の突然死などの事故も発生しています。市民のスポーツ参加には、喫煙、飲酒、糖尿病、高血圧、呼吸器疾患、高齢者など様々な危険因子を持つ方が参加されると思われます。

運動中は、呼吸回数が多くなり、呼吸も深めであり、より多くの空気を取り込んでいます。血圧は上昇し、心拍は多く、より多くの血液量が循環しています。運動中は、通常時のように喫煙者を見つけて迂回したり、息をこらえたりもできません。運動中、体液は脱水傾向に傾き、血液の粘度が上がり血栓が形成されやすいとも言われています。

受動喫煙は心臓血管疾患、とりわけ心筋梗塞のリスクを高めますが、多くの空気を取り込み、多くの血液量が循環し、循環系への負荷が大きい運動実施者への受動喫煙の悪影響は、通常状態の方への悪影響よりさらに大きくなると思われます。



(資料) たばこ規制枠組条約第13条

日本が批准しているWHOたばこ規制枠組条約の施行ガイドライン草案には、以下のような考え方が記載されています。

『タバコの宣伝、販売促進、スポンサー活動がタバコ使用を増やしていること、タバコの宣伝、販売促進、スポンサー活動の包括的禁止がタバコ使用を減らすことが証明されている。』

『地域社会、健康推進、福祉、環境保護などの団体に直接あるいは別のルートを通じて、資金援助や現物支給の援助を行っているタバコ会社もある。このような寄付行為は、本条約第1条g項のタバコ産業によるスポンサー行為に該当する。したがって、このような寄付行為は、タバコ製品とタバコ使用を直接的あるいは間接的に促進奨励するという目的、効果あるいはそれらをもたらしおそれがあるがゆえに、包括的禁止措置の一環として禁止されるべきである。』

たばこ規制枠組み条約では、「第13条タバコの広告、販売促進及び後援」において、『あらゆるタバコの広告、販売促進及び後援の包括的な禁止を行う』と明記されます。

タバコ産業は社会におけるイベントにおいて、様々な形でスポンサー活動や喫煙場所の提供などの活動を行っていることが知られています。たばこ規制枠組条約第13条の順守をお願い申し上げます。すなわち、タバコ産業および関連団体から、資金提供などのスポンサー活動、喫煙のための移動型トレーラーや灰皿の提供等、ゴミ拾いの手伝い等の申し出があっても、受諾しないようお願いを申し上げます。

■たばこ規制枠組条約日本語訳（外務省） http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/treaty/pdfs/treaty159_17a.pdf

■「タバコ規制枠組み条約」施行ガイドライン http://www.nosmoke55.jp/data/cop3_13_200811.pdf